

# 3

## これまで国と地方の関係は

※第一期地方分権改革について説明します

### これまでの地方分権改革の主な流れ

#### 地方分権一括法施行（平成12年4月）

##### ・機関委任事務（※2）の廃止と自治事務（※3）・法定受託事務（※4）の創設

（※2）国が県知事や市町村長を国の出先機関のように位置付け、県知事や市町村長に対して国が定めたルールを通達を通じて細かく指示し、指揮監督しながら、国の事務を行わせる制度

（※3）地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

（※4）国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの。是正の指示など国の強い関与が認められている

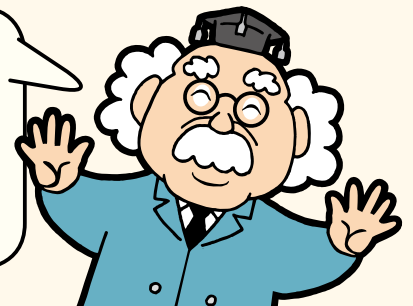
##### ・国の関与のルール化

（国の関与を廃止、縮減するための整理を行った。加えて国が関与を行う場合は法令による根拠が必要とされた）

##### ・権限移譲の推進

（県が行う事務を市町村に移すための条例による事務処理特例制度の創設）

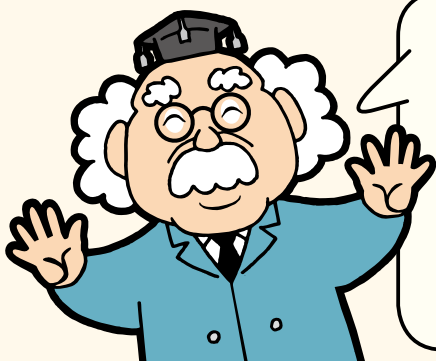
機関委任事務の廃止により、「通達」による国の関与はなくなったものの、「法令」や「補助要綱」による国の関与は多く残されたままであり、地方の自由度の拡大は不十分だったんだ。



#### 三位一体の改革（平成16～18年度）

国庫補助負担金の見直しと、国から地方への税源移譲、地方交付税の削減を一体的に改革しようとしたもの

- ・国庫補助負担金の廃止・縮減（約▲4.7兆円）
- ・国から地方への税源移譲（約3兆円）
- ・地方交付税の削減（約▲5.1兆円）



実際には、多くの国庫補助負担金が廃止ではなく縮減（負担率や補助率の引下げ）されるにとどまったため、国の関与も残ったままなんだ。

さらに、地方交付税が大幅に削減されたため、地方財政が悪化し、地域間格差が一層拡大するなどの問題も生じたんだ。

# ここが問題！国と地方の関係



国と地方の関係には、まだまだ課題があると言われているんだ。そのポイントをまとめてみよう。

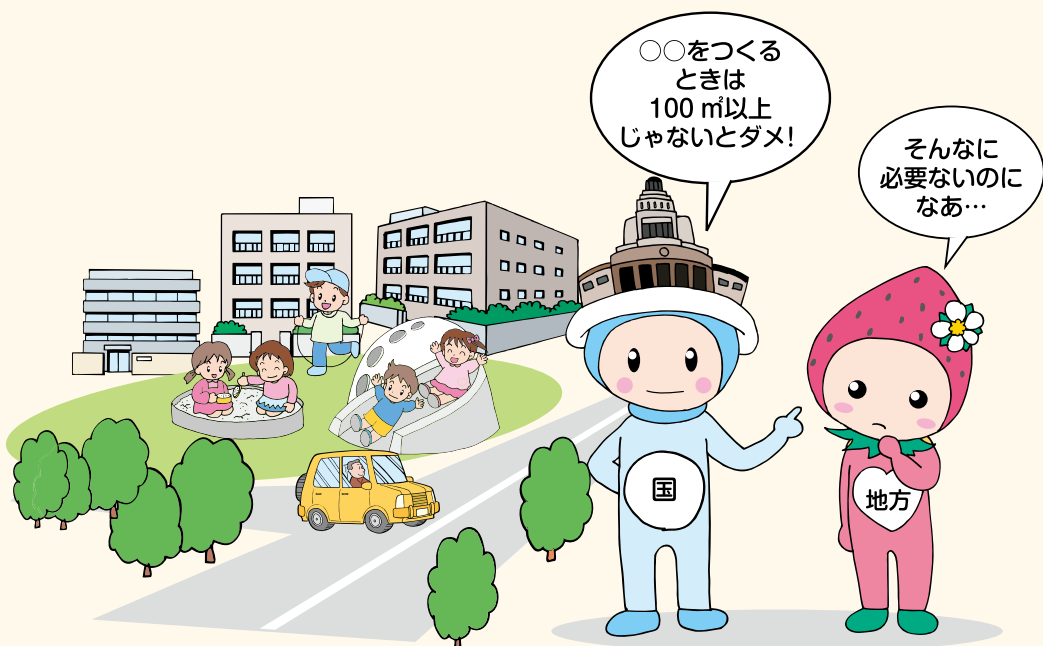
## ① 地方のことも国が決めすぎ!?

### その1【いわゆる、義務付け・枠付け】

県や市町村の仕事について、国は法令で全国一律のルールや基準を示し、それに従うよう義務付けている例が多くあります。この場合、県や市町村には裁量の余地は、ほとんどありません。県や市町村が地域の実情に応じて判断し決定できるよう、義務付け・枠付けを見直す必要があります。

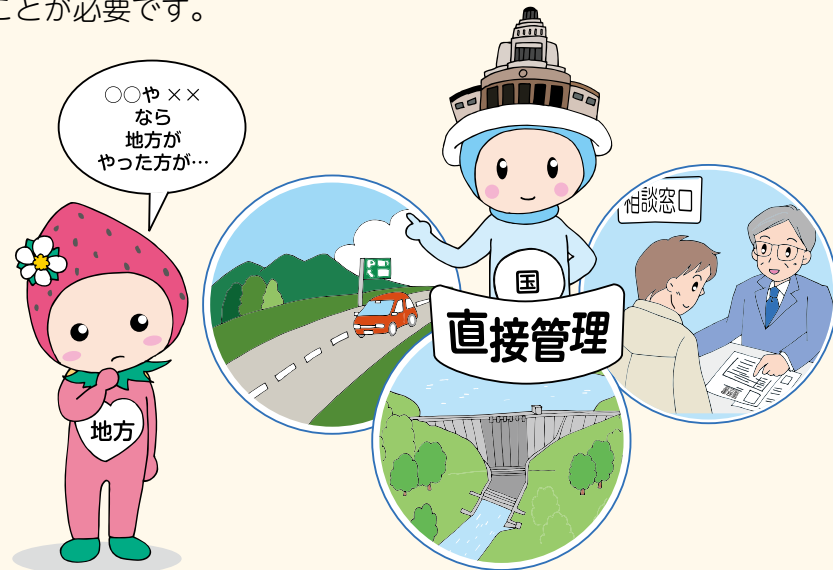
### その2【いわゆる、ひも付き補助金】

国の補助金には、全国一律の細かい条件が示されている場合が多く、県や市町村はその内容に従って事業を行わざるを得ません。地方の自由度の拡大の観点から、地方への税源移譲なども含めた国庫補助負担金の見直しが必要です。



## ② 地方だってできるのに、 国がやらなきゃいけない!?

国の出先機関で行っている仕事の中には、地方でも同じように実施しているものがあり、地方が一体的に行うことで、より効果的、効率的に行えるものが多くあります。国と地方の役割分担を徹底的に見直し、ムダを無くしていく必要があります。



## ③ やるべきことは多いのに、 地方が自由に使えるお金は 少ない!?

国と地方がそれぞれ担っている仕事の割合は4：6、しかし主な収入である税金の配分は6：4となっています(平成22年度決算、※5)。それぞれが行う仕事量に見合った税財源の配分を行う必要があります。

